



## 施設のご利用について（佐賀県ヨットハーバー）

令和7年4月1日

この度は佐賀県ヨットハーバーをご利用いただきありがとうございます。

当ハーバーは海洋スポーツ施設でありまた、海の駅にも認定された新たな県民に開かれた施設を目指しております。次のような利用ができます。

- ① ヨット、シーカヤック、サップ等の海洋体験ができます。
- ② 海洋スポーツ合宿はもとより、各団体などの研修会や会合などにご利用できます。

利用に際しては、次のような点につきましてご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

### お願い事項

#### 1. 受付簿の記入について

- (1) 来場時には必ず事務所窓口にて、来場者受付簿に代表者名・人数などのご記入をお願いします。宿泊者につきましては、別紙様式の宿泊申し込み書を提出いただきますようお願いします。

#### 2. 開場時間、定休日について

- (1) \*開場時間 4月～10月 8:00～20:00 11月～3月 9:00～19:00  
\*定休日 毎週火曜日、12月29日～1月3日

#### 3. ご自身の体調管理について

- (1) ご利用期間中はご自身で体調管理に努めてください。
- (2) 発熱等がある方のご利用・宿泊はご遠慮ください。

#### 4. 宿泊時のチェックイン、チェックアウトの時間について

- (1) チェックインは15:00～18:00(予定時間より遅くなる場合は事務所迄ご連絡ください)
- (2) チェックイン後の外出は22:00時までとさせていただきます。
- (3) チェックアウトは10:00時までに退出してください。

#### 5. 風呂、シャワーについて

- (1) 風呂は大浴槽と小浴槽がありますが、浴槽については利用者の判断で給湯するがないようにお願いします。
- (2) 風呂、シャワー料金につきましては別途いただきます。
- (3) シャワー、風呂は1階にあります。(利用時間は18:00～20:00)
- (4) 利用料につきましては「利用料金表」(ホームページ)にありますように、宿泊室、シャワー、風呂、厨房利用など利用料金は個別に設定しております。

## 6. 寝具について

- (1) 持ち込み又はリース利用となります。
- (2) 寝具リース利用：夏用（5月～9月）1,500円、冬用（10月～4月）1,800円
- (3) 連泊の2日目からは1日につき300円の利用料金となります。
- (4) 3歳未満のお子様につきましては、寝具を利用する場合は料金をいただきます。  
また、使用しない場合（添い寝）も、大人1名に対してお子様二人目からは料金をいただきます。

## 7. 盗難防止

- (1) 盗難防止にご注意ください。室内持込品の盗難、紛失等による損害については、一切責任を負いませんので、盗難予防についてはご自身で責任をもって行ってください。

## 8. 非常時の措置

- (1) 宿泊者は、事前に施設内の対比順路などの確認を行うとともに、火災、地震などの非常事態が発生したときは、スタッフの指示に従って非難してください。
- (2) 火災を発見したときは、直ちに近くのスタッフへお知らせ下さい。

## 9. 駐車場他について

- (1) 車の駐車は指定された場所に止めてください。
- (2) 室内外にフリーWi-Fiのネット回線を用意しております。
- (3) ガス台備えのキッチン、簡単な調理器具、冷蔵庫等も2Fに装備しております。
- (4) トイレは各階にあります。多目的トイレは1階にあります。
- (5) 自販機は本館1階と外門横に設置しております。

## 10. 節電のお願い

- (1) エアコンの設定は、夏季は25°C、冬季は20°Cに設定をお願いします。（国・環境省の推奨基準です）
- (2) 部屋や通路の照明につきましても、利用しない場合はこまめな消灯をお願いします。

## 11. その他

- (1) 「佐賀県ヨットハーバーの利用及び管理に関する規則」並びに「利用許可申請書」「利用許可書」の許可条件を遵守すること。  
\*施設内および敷地内において、飲酒並びにすべての喫煙行為（加熱式タバコ・電子タバコを含む）を禁止しております。